

令和元年6月27日

千葉市条例第35号

千葉市斎場設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市斎場設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市斎場設置管理条例（平成16年千葉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第1号の表中「77,140円」を「78,560円」に、「154,280円」を「157,130円」に、「38,050円」を「38,750円」に改め、同項第2号の表中「5,140円」を「5,230円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

別表第3項の表中「4,730円」を「4,810円」に、「15,420円」を「15,700円」に改める。

別表第4項の表中「13,260円」を「13,500円」に、「8,330円」を「8,480円」に、「42,780円」を「43,570円」に、「37,850円」を「38,550円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る葬儀式場、霊きゅう自動車及び葬儀用祭壇（以下「葬儀式場等」という。）の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る葬儀式場等の使用料については、なお従前の例による。